

**里島ワーケーションモニターツアー等業務委託
仕様書**

1. 業務名 里島ワーケーションモニターツアー等業務委託

2. 目的

松山市の島しょ部では、島の持続的な発展と活性化を目的とした「愛ランド里島構想」の下、「市民の第2のふるさと」を目指す取組として、里島ツーリズムを軸とした交流人口の拡大施策を実施してきた。そうした中、島しょ部の交流拠点となる施設「ほしふるテラス姫ケ浜」が新たに完成し、通年での営業を開始した。同施設を夏季以外でも利活用し、更に交流・関係人口の拡大による、持続可能な地域の活性化を図っていくため、昨年度から「里島ワーケーション」に取り組んでいる。今年度は、「里島ワーケーション」のコンセプトを「SDGs 愛ランド」として、中島の「SDGs に先進的な島」としての展開を目指し、同施設を拠点に、短期でのモニターツアーを実施し、更なる交流・関係人口の拡大による地域の活性化を図っていく。

3. 履行期間 契約締結日 ～ 令和5年3月31日

4. 履行場所 市長が指定する場所

5. 業務概要

忽那諸島ならではの自然や文化を体感できる「里島ツーリズム」を活用し、ここでもか味わえない体験メニューや島民との交流を取り入れながら、都会とかけ離れた環境を体感するため「ほしふるテラス姫ケ浜」を滞在拠点とした短期でのワーケーションモニターツアーを企画・実施する。そして「里島ワーケーション」のコンセプトを「SDGs 愛ランド」とし、中島を「SDGs に先進的な島」として展開させる。

ツアー実施後は、参加者へアンケート調査・検証等を行い、ワーケーションの内容などについて分析・検証する。

(1) モニターツアーについて

①参加者募集について

- ・参加者募集は、来島の誘引につながるよう里島プロモーション動画「里島ディスカバリー」を活用するなどして、忽那諸島の魅力が伝わる方法で実施すること。

※「里島ディスカバリー」QRコード



- ・参加者の選定については、松山市と協議を行い決定すること。
- ・参加者選定の際は、書面でのアンケートもしくはヒアリングを実施すること。また、聞き取り内容については松山市へ確認し実施すること。
- ・参加者は一定額の費用を負担することとし、募集の際はその件を周知すること。また、負担する費用については松山市と協議を行い決定すること。

②参加者について

- ・都心部で、ワーケーションをはじめとする新しい働き方に関心を示している、企業の人事担当者、または個人事業主など、本モニターツアーの効果検証に貢献できる者であること。
- ・参加者は SDGs に興味・知識を持った者であり、今回の「里島ワーケーション」のコンセプトである「SDGs 愛ランド」を実現する取組を提案できるものであること。
- ・単身者に限定せず、夫婦やファミリー、企業内のグループなど、できる限り多様な層の参加者を集めること。
- ・参加は個人、グループを問わない。
- ・人数は合計で 10 名程度とする。(家族、友人などのグループも含む。)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、対象者の居住地、参加人数を変更する場合がある。

③有識者について

- ・参加者には、ワーケーションについて豊富な知識を有する者を 1 名程度招へいし、助言を求めること。
- ・有識者の人選、及び有識者への依頼事項については、松山市と協議を行い決定すること。
- ・有識者の報酬は委託料の中から支払うこと。

④ツアーの実施時期及び滞在期間について

- ・ツアー実施時期は、令和 4 年 9 月～令和 4 年 12 月末日の期間内とすること。
- ・滞在期間は、3 泊 4 日以上とすること。

⑤ツアーの内容等について

- ・ツアーの実施については、SNS などを活用し、広くプロモーションすること。
- ・本仕様書を踏まえたツアー内容の企画立案、参加者募集を行うこと。
- ・航空券等交通関係の手配、食事、滞在施設、訪問場所の手配、運営スタッフの手配、進行管理、ツアー当日運営等の一切の業務を行うこと。ただし、旅行業法の規制により、手配業務などができない場合は、現地集合とするなど、参加者自身に手配を依頼することとし、委託料の中から参加者へ一定の経費を支給することも可能とする。

(ツアー内容の条件)

ア. モニターツアーの参加者には、まつやま里島ツーリズム連絡協議会の会員が実施している体験メニューへ 2 つ以上参加してもらうこと。

※まつやま里島ツーリズム連絡協議会の会員が実施している体験メニューについては、同協議会が作成している「瀬戸内・松山 里島めぐりガイドブック 2022.4～2023.3」もしくは、同協議会が作成しているホームページ(<https://www.ritoumeguri.com/>) から確認可能

- イ. 参加者には島内で「SDGs の種 (SDGs につながる取組) 探し」をしてもらい、松山市へ報告すること。
- ウ. 忽那諸島プロモーション動画「里島ディスカバリー」を活用し、動画のスポットを巡るなど、ツアーの中で動画を活用すること。
- エ. 滞在 (宿泊) 施設は「ほしふるテラス姫ケ浜」とする。
- オ. 「ほしふるテラス姫ケ浜」で「星」をコンセプトとしたイベントを実施すること。イベントの内容については提案を元に松山市と協議を行い決定すること。
- カ. 夕食は「ほしふるテラス姫ケ浜」と相談の上、可能な限り地域の食材を取り入れること。
- キ. テレワークの場合は島内全体とし、ツアーの中で1グループ1回以上「ほしふるテラス姫ケ浜」に設置された、木造モバイル建築ユニットを活用すること。
- ク. ツアーの中で島民と交流する時間を設けること。
- ケ. ツアーの中で、参加者がワーケーションについての意見交換会を実施する時間を設けること。
- コ. ツアーの申込者には、申込時に取得した情報を松山市へ提供し、松山市から忽那諸島に関する情報提供や情報収集の際に活用する旨を伝えること。
- サ. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じること。

(2) 効果検証の実施

- ① ツアー参加者に対してアンケートを行い、「ほしふるテラス姫ケ浜」で実施するワーケーションに必要と考えられる体験メニューなど既存コンテンツや、滞在施設の環境等の課題の抽出を行うこと。
- ② アンケートと意見交換会等の内容を検証し、松山市に対してワーケーションの推進について提案をすること。

6. その他運営上の要件

(1) 事業方針

本仕様書の目的を踏まえた事業方針とすること。

(2) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(3) 事業実施スケジュール (事業計画書) の作成

契約締結後、事業実施スケジュール (事業計画書) を作成し、提出すること。

7. 報告書・成果品の提出

(1) 実施後ツアー参加者アンケート

〈内容〉 ツアー参加者を対象としたアンケート

- ・ ツアー参加者が見つけた「SDGs の種」や「SDGs 愛ランド」の提案内容を記載すること。

〈数量〉 ツアー参加者全員分

(2) 提案書の提出

アンケートの内容を基に効果等を分析・検証し、島しょ部でワーケーションを推進するための提案書を作成し、提出すること。

(3) ツアー参加者及び申込者の情報

- ・ 記入された個人情報、市からの移住に関する情報提供や諸連絡の目的で利用する旨を記載しておくこと。

〈数量〉 ツアー参加者及び申込者全員分

(4) 業務完了報告書

〈内容〉 松山市指定様式

- ・ 撮影した写真データ (JPEG 形式) を提供すること。

(5) 納品場所

松山市二番町四丁目 7 番地 2 松山市役所本館 6 階

松山市役所 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課

8. 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。

②松山市は、著作権法第 20 条（同一性保持権）の 2 に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、松山市個人情報保護条例を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。